

## 性的指向・性自認に基づく差別の解消を求める意見書

近年、性的少数者に対する認知が大きく進む一方、日常生活や就職活動を含む職場や学校などの社会生活においては、性的指向・性自認を理由とする差別的な取扱いを受けることが少なくないため、多くの当事者が本来の自分を隠して生きている現状がある。性的少数者は差別や偏見にさらされ、周囲に悩みを相談しづらいことから、自殺リスクが高いことも指摘されている。

このことから、府中市では性的マイノリティーに対する偏見や差別の解消等を目指し、多様性を認め合う共生社会の実現に向け、「府中市パートナーシップ宣誓制度」を平成31年4月1日から導入し、制度の趣旨について市民や事業者の理解が広がるよう取り組んでいる。府中市の取組を一層促進するためには、国による推進と環境整備が必要であると認識している。

よって、国においては、性的少数者が日常生活や社会生活において、また同性パートナーと生活を共にする場合にも、差別的な取扱いを受けることがないように適切な措置を講ずるとともに、社会全体が性の在り方の多様性を受け入れていくことを目指し、性的指向・性自認に基づく教育と理解の増進を図り環境整備に取り組むよう、政府に対し強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月21日

様

東京都府中市議会議長

村崎 啓 二